

遺伝子組換え作物由来の DNA 配列 (トウモロコシ穀粒定性試験)

1 概要

遺伝子組換えの任意表示は、2023年4月1日から新しい制度になります^{注)}。この新しい制度のもとでは、適切に分別生産流通管理(IPハンドリング)を実施し、遺伝子組換え農産物の混入がないことを確認した非遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品が「遺伝子組換えでない」と表示することができます。

本試験により陽性と判定された試料は遺伝子組換え農産物混入の可能性のあるもの、陰性と判定された試料は遺伝子組換え農産物混入の可能性がないものとして取り扱うことができます。

注) 2023年4月1日までは表示切替えの準備期間となりますが、表示の早期切り替えが推奨されています。

2 試験方法

食品表示基準について(平成27年消食表第139号) 別添「安全性審査済みの遺伝子組換え食品の検査方法 2.4. トウモロコシ穀粒の検査法(遺伝子組換え農産物混入の判定に係る検査法)」

3 検知対象

- ① P35S(*Cauliflower mosaic virus* 由来の35S promoter)
- ② TNOS(*Agrobacterium tumefaciens* 由来のNopaline synthase terminator)

4 分析試料の範囲

トウモロコシ穀粒(未加工の粒)

5 試験結果

「陽性」又は「陰性」としてご報告します。

定量試験ではないため、数値(混入率)は得られません。

6 検体必要量

1 kg以上をご用意ください。

ご用意できる量が少ない場合はご相談下さい。

以 上